

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会
県外開催競技会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会会則第15条第3項の規定に基づき、県外開催競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の種類等)

第2条 運営委員会の種類は次のとおりとし、常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

ただし、設置時期については実行委員会の会長（以下「会長」という。）の指示による。

- (1) 水泳（飛込、水球、シンクロナイズドスイミング）競技会運営委員会
- (2) 馬術競技会運営委員会

(役員)

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長および副委員長は、会長が委嘱する。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任するか、または書面で議決に加わることができる。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があるときは、運営委員以外の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 運営委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月10日から施行する。

別表（第2条関係）

| 運営委員会 | 委任事項 |
|--------------------------------------|--|
| 水泳 (飛込、水球、シンクロナイズドスイミング) 競技会運営委員会 | 1 競技会開催準備年次計画に関する事 2 競技の企画および運営に関する事 3 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備および消防・防災に関する事 |
| 馬術競技会運営委員会 | 4 競技施設、関連施設および競技用具に関する事 5 馬事衛生に関する事 (馬術競技会運営委員会に限る。) 6 プレ大会に関する事 7 開催地における関係機関との調整に関する事 8 その他競技会を開催するために必要な事項に関する事 |